

# 命 令 書

再 審 査 申 立 人 X組合

再 審 査 被 申 立 人 Y会社

上記当事者間の中労委令和3年（不再）第38号事件（初審大阪府労働委員会令和2年（不）第20号事件）について、当委員会は、令和5年10月18日第305回第二部会において、部会長公益委員岩村正彦、公益委員守島基博、同西川佳代、同深道祐子、同原恵美出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

本件再審査申立てを棄却する。

理 由

## 第1 事案の概要等

### 1 事案の概要

本件は、再審査申立人X組合（以下「組合」という。）が、①再審査被申立人Y会社（以下「会社」という。）と組合との間で交わした平成20年4月15日付け協定（以下「本件協定」という。）に基づいて締結された、組合員が雇用されているC1会社（以下「C1社」という。）との間の同年5

月21日付け運送委託契約（以下「本件運送委託契約」という。）を会社が令和元年5月20日をもって終了させたこと（以下「本件契約終了」という。）が、労働組合法（以下「労組法」という。）第7条第1号及び第3号に、②本件契約終了を受けて組合が会社に対して団体交渉を申し入れたところ、会社がこれに応じなかったことが、労組法第7条第2号にそれぞれ該当するとして、令和2年5月8日、大阪府労働委員会（以下「大阪府労委」という。）に対し、救済を申し立てた事案である。

## 2 初審における請求する救済内容の要旨

- (1) 組合員7名分の就労の再開
- (2) 組合員に対する実損分の支払
- (3) 団体交渉応諾
- (4) 謝罪文の掲示

## 3 初審命令の要旨及び再審査申立ての要旨

大阪府労委は、令和3年10月1日、本件について、組合の申立てをいづれも棄却する命令を発し、同月4日、当事者に命令書を交付した。組合は、この命令を不服として、同月8日、中央労働委員会（以下「中労委」という。）に対し、再審査を申し立てた。

## 4 再審査における争点

- (1) 会社は、組合員12名（A1、A2、A3、A4、A5、A6、A7、A8、A9、A10、A11、A12。以下「本件組合員12名」という。）との関係で、労組法上の使用者に当たるか（争点1）。
- (2) 会社が、令和元年5月20日をもってC1社との本件運送委託契約を終了させたこと（本件契約終了）は、本件組合員12名が組合員であるが故に行われた不利益取扱いに当たるとともに、組合に対する支配介入に当たるか（争点2）。
- (3) 組合の令和元年11月30日及び令和2年1月10日付け団体交渉申

入れに対する会社の対応は、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるか（争点3）。

## 第2 当事者の主張の要旨

1 争点1（会社は、本件組合員12名との関係で、労組法上の使用者に当たるか。）について

(1) 組合の主張

ア 判断枠組み

労組法第7条の「使用者」とは、労働契約上の雇用主に限定されず、労働関係に対して、不当労働行為法の適用を必要とするほどの実質的な支配力ないし影響力を及ぼす者も含むと解すべきである。仮に、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にある場合に使用者性を認めるとする規範（朝日放送事件判決）が用いられるとしても、当該労働条件を実質的に支配決定することのできる者が誰であるかという観点から判断されるべきであるから、実質的な判断基準としては、上記と異ならない。

また、上記判断においては、賃金や労働時間等の基本的労働条件に対する一般的な支配決定力の有無によって判断すべきではなく、当該事案における団体交渉事項や、不利益取扱い及び支配介入として主張される行為について、現実的かつ具体的に支配決定できる地位にある者は、使用者に該当し得るといふべきである。

イ 本件運送委託契約及び本件協定の締結に至る経緯

(ア) 生コンクリート（以下「生コン」という。）の製造・販売に関しては、全国的に協同組合が結成され、この協同組合が生コンの受注をし、協同組合に加入している各生コンの製造販売会社に決定されたシェアに従って割当てを行い、生コンを製造販売するシステムが

とられていた。

(イ) 会社が兵庫県神戸市内の工場（以下「神戸工場」という。）を設置していた敷地は、かつてC2会社（以下「C2社」という。後のC3会社（以下「C3社」という。))が神戸工場を設置していた場所である。当初、上記(ア)の協同組合の一つであるC4協同組合（以下「C4協」という。）は、C2社の神戸工場設置に反対していたが、組合も交えた協議の結果、C2社が、生コン輸送について組合の推薦する組合員、具体的にはC1社所属の従業員をミキサ一車運転手として使用することを条件に、C4協に加入した上で営業を行うことが合意された。

(ウ) 申立外C5会社（以下「C5社」という。）は、C3社の工場敷地を競落し、会社が同所において神戸工場を開設することを計画した。その際に、C4協、会社、C5社及び組合前代表者が協議を行った結果、会社が、上記(イ)と同様の条件で、C4協に加入した上で営業を行うことが合意された。

(エ) 会社、C5社及びC1社は、平成16年1月7日、上記(ウ)の合意に基づき、組合を立会人として、会社がC1社に対して会社神戸工場で製造する生コンの輸送を委託する旨の運送委託契約を締結した。

(オ) C1社所属の組合員6名（A13、A14、A2、A15、A16及びA3。以下「組合員6名」という。）は、上記(エ)の運送委託契約に基づき、会社神戸工場で稼働するようになった。

(カ) 会社及び組合は、平成20年4月15日、本件協定を締結した。本件協定の内容は、後記第3の2(4)記載のとおりである。

ウ 本件組合員12名の就労実態

(7) 本件協定に基づき本件運送委託契約が締結され、組合員6名に

加え、C 1 社所属の組合員が、輸送量に応じて会社で勤務するようになった。なお、組合員 6 名は、当初は会社で輸送を担当する固定メンバーであったが、その後、A 2 及び A 3 を除く 4 名が C 1 社を退職した。A 2 及び A 3 は、本件契約終了まで一貫して会社の輸送業務に従事しており、残りの 5 人枠については、他の C 1 社従業員が交代で乗務していた。本件契約終了時においては、A 2 及び A 3 の 2 名が固定で乗務しており、その他の 5 台には、C 1 社の従業員である組合員 10 名（A 1、A 4、A 5、A 6、A 7、A 8、A 9、A 10、A 11、A 12。以下、これら 10 名を「組合員 10 名」という。）が交代で乗務している状況であった。

(イ) ミキサー車は、常に固定した 7 台が会社神戸工場の構内に駐車されていた。本件組合員 12 名は、会社神戸工場内にある車庫に直接出退勤をし、会社の指揮命令を受けて稼働していた。例えば、当日の輸送先や残業については、会社が組合員に直接指示をしており、休憩時間についても、会社が無線を用いて組合員に直接指示していた。このことからすると、組合員は、会社の作業秩序に組み込まれ、作業進行について会社の指揮監督下に置かれていたというのが相当である。

(ウ) これらの事情に鑑みれば、本件組合員 12 名は、形式的には C 1 社に雇用され、C 1 社から賃金が支払われていたが、実態としては、会社において雇用されているのと変わりはなかった。

エ 以上の事実を踏まえた会社の使用者性

以上のとおり、会社が神戸において営業を行うことができるようになったのは、組合との間で、生コン輸送について組合の推薦する組合員、具体的には C 1 社所属の従業員をミキサー車運転手として使用することを条件とする合意を締結したことによるものである。そして、

本件協定においては、「会社で就労する組合員の雇用に影響をあたえる」という理由により、運送委託契約の打切りを含む運賃に関する諸問題や変更については、組合と事前に協議し円満に解決を図るという事前協議約款が定められた。

会社は、上記のとおり、組合の推薦する組合員、具体的にはC1社所属の従業員をミキサー車運転手として使用することを条件とする合意を締結し、これに基づいて組合員が会社において稼働していたのであるから、会社は組合員の採用に関与しているといえる。また、本件協定の内容等に鑑みると、会社は、組合員の労働条件の決定にも関与していたといえる。

この点、会社は、本件協定及び本件運送委託契約の締結は、むしろ会社とC1社との間の契約が事業者間における契約に過ぎないことを示すものであると主張するが、本件運送委託契約が単なる事業者間の契約にすぎないのであれば、組合が立会人になることはないし、契約に先立って本件協定を締結することもなく、上記のような事前協議約款を結ぶこともない。本件協定と本件運送委託契約は不可分一体のものであり、C1社所属の組合員が会社で就労することが当然の前提とされているものである。また、初審命令も、「会社で就労する組合員の雇用に影響をあたえるため」に事前協議約款が締結されていること、すなわち本件運送委託契約が組合員の雇用を確保するためにあるものであることを看過している。

本件契約終了により、C1社は、平成31年4月6日、同社に所属するミキサー車の運転手全員に対し、経営不振を理由として同年5月をもって解雇する旨を通知した（以下「本件通知」という。）。会社は、当時、C1社が、C6協同組合（以下「C6協」という。）の圧力により、取引先から次々と契約を打ち切られ、大口の取引先は会社しか残

っていないことを認識していた。このことからすると、会社は、本件契約終了により、組合員の雇用の受け皿が失われ、同人らが解雇されることを認識していたというべきである。したがって、会社は、本件通知に実質的に関与したというのが相当である。

以上の事実によれば、会社は、組合員の労働関係に対して、不当労働行為法の適用を必要とするほどの実質的な支配力ないし影響力を及ぼし得る地位にある者に当たり、同時に、組合員の雇用について、雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配・決定することのできる地位にあったといえる。さらに、本件組合員12名のうち、A2及びA9は、本件通知後間もなく組合を脱退し、令和元年5月22日から現在に至るまで、会社においてミキサー車運転手として就労しており、この事実も、会社が組合員の採用について実質的な支配力・決定力を有することを基礎付けるものである。

したがって、会社は、本件組合員12名との関係で労組法上の使用者に該当する。

## (2) 会社の主張

### ア 判断枠組み

労働者の基本的な労働条件等について雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配・決定できる地位にある場合には、その限りにおいて「使用者」に当たり得る。

### イ 採用への関与について

会社は、本件組合員12名の採用には一切関与していない。組合は、生コン輸送についてC1社所属の従業員を使用するという合意があるから、組合員が会社において稼働することにつき会社が関与していると主張するが、そのような合意は存在しない。

### ウ 組合員の就労実態について

会社は、本件運送委託契約に基づき、C1社に対して日々輸送に必要な車両の台数を伝えて輸送を委託しているのみであって、ミキサー車の運転手を指定したことはなく、本件組合員12名の配置にも全く関与していない。具体的には、会社は、出荷日の前日に、C1社神戸営業所に対して台数と時間の依頼をし、C1社において車両と人員を手配して、従業員に対して翌日の業務場所を指示していた。また、会社がC1社に対し、輸送業務に従事する従業員を指定したことはない。

組合は、一部の組合員が会社の業務に固定的に従事していたと主張するが、そのような事実はない。なお、組合が固定的に従事していたと主張するメンバーは、会社以外の業務に従事することもあった。

さらに、出退勤管理や欠員補充、ミキサー車のメンテナンス等も、C1社が行っていた。組合による賃上げ等の交渉については、C1社がその相手方になっていた。

#### エ 本件通知について

会社は、本件通知の事実すら認識しておらず、本件通知に何ら関与していない。

#### オ 小括

以上を総合すると、会社は、本件組合員12名の雇用について、C1社と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配・決定できる地位にはない。よって、本件組合員12名との関係で労組法上の使用者には該当しない。

### 2 争点2（本件契約終了は、本件組合員12名が組合員であるが故に行われた不利益取扱いに当たるとともに、組合に対する支配介入に当たるか。）について

#### (1) 組合の主張

##### ア 不利益性

本件契約終了により、本件組合員12名は、会社において就労することができず、賃金を得られないという不利益を被った。

## イ 不当労働行為意思

### (ア) 本件契約終了に至る経緯

会社はC6協に加盟しているところ、C6協は、平成30年1月12日、臨時総会を開催し、組合の諸活動について全面的に立ち向かう旨の決議をし、その後、同年2月6日の理事会において、組合に関係する（「A17労組系」）業者の使用を極力差し控えるよう求める決議をするなどした。C1社は、「A17労組系」の業者と位置付けられたことから、多くの取引先から輸送契約を打ち切られるという事態に陥った。

C6協が、会社に対し、度々、C1社を使わないようにという要請を行った結果、会社は、最終的に、C6協の組合排除の方針に賛同し、組合員の就労を排除するために本件運送委託契約を打ち切ったものである。

### (イ) 会社の主張する本件契約終了の理由について

会社は、本件契約終了の理由について、運送費が高い、10トン車7台を1か月で20日間備車しなければならないという負担も重いなどと主張する。しかし、組合やC1社は、会社から運送費の値下げや備車の減車を依頼されたことはなく、運送費の負担が本件契約終了の理由でないことは明らかである。

## ウ 小括

したがって、会社による本件契約終了は、組合員に対する不利益取扱いであるとともに、組合の弱体化を図った支配介入にも該当する。

## (2) 会社の主張

### ア 本件契約終了の理由について

本件契約終了の理由は、C 1 社の運送費が他社と比べて高く、かつ 10 トン車 7 台を 1 か月で 20 日間備車しなければならないという負担が重かったためであり、不当労働行為意思に基づくものではない。

#### イ 組合の主張について

組合は、会社が C 6 協の方針に賛同し、組合員を排除する意思に基づいて本件契約終了に至ったとして、本件契約終了が不当労働行為意思に基づくものであると主張する。

この主張をめぐる経過は次のとおりである。すなわち、組合は、平成 29 年 12 月 12 日から、無期限ストと称してセメント会社のサービスステーション等に対して大々的な業務妨害行為を敢行した。その対象となった企業等には組合員が在籍していないところもあるなど、当該業務妨害行為は、争議行為の範疇を超えた違法なものであったことから、C 6 協は、組合の指摘するような決議を行ったのであり、C 6 協による一連の対応は、いずれも、C 6 協及び加盟社の事業の維持・存続を目的とした正当なものである。以上によれば、C 6 協の決議等が不当な組合排除意思に基づくものであることを前提とする組合の主張は、それ自体誤りである。

### 3 争点 3（組合の令和元年 11 月 30 日及び令和 2 年 1 月 10 日付け団体交渉申入れに対する会社の対応は、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるか。）について

#### (1) 組合の主張

組合は、令和元年 11 月 30 日、会社に対し、本件協定に基づく組合員の雇用問題に関して団体交渉を申し入れたが、会社は、本件協定の協定書を送るようにと組合に依頼するなどして、これに応じなかった。組合は、令和 2 年 1 月 10 日、会社に対し、再度団体交渉を申し入れたが、会社は、前記同様の理由により、これに応じなかった。

会社は、「輸送会社及び組合排除について」との団交事項が抽象的で特定に欠けると主張するが、従前からの経緯を考慮すれば、本件契約終了により、これまで会社において就労していた組合員が排除されたこと、すなわち組合員の就労再開を求めて団体交渉を申し入れていることは明らかである。

したがって、会社が上記各団交申し入れに応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否に該当する。

## (2) 会社の主張

組合の挙げる団体交渉事項は、「運送会社及び組合排除について」であり、「運送会社」に関連する事項は、本件組合員12名の労働条件ではなく、義務的団交事項に該当しない。「組合排除」との記載は抽象的にすぎて団体交渉事項の特定がされていないといえ、さらに会社の要請によっても組合はこれを特定しようとしなかった。したがって、団体交渉の前提となる使用者性の判断すらも不可能であって、会社が組合の団交申し入れに応じなかったことには、正当な理由がある。

なお、仮に、上記団体交渉事項が、本件組合員12名の雇用自体であるのであれば、既に述べたとおり、会社に使用者性は認められない。

## 第3 当委員会が認定した事実

### 1 当事者等

- (1) 組合は、肩書地に事務所を置く、主に近畿地方等のセメント・生コン産業、運輸・一般産業に関連する労働者で組織される労働組合で、その組合員数は、初審審問終結時点において約1800名である。
- (2) 会社は、肩書地に本社を置き、兵庫県内に工場を置く、コンクリートの製造販売を主な業とする株式会社であり、その従業員数は初審審問終結時点において約6名である。

会社は、中小企業等協同組合法に基づく協同組合であるC6協に加盟している。

(3) C1社は、貨物自動車運送事業等を業とする株式会社である。C1社に雇用され生コンの運送業務に従事しているミキサー車運転手は、全員が組合員であった。そのうち本件組合員12名は、日々雇用労働者としてC1社に雇用され、会社が製造した生コンを運送する業務に従事していた。

(4) C5社は、セメント・コンクリート製品及び材料の販売、生コンの販売等を業とする株式会社であり、その代表取締役が会社と共通する関連会社である。

## 2 本件運送委託契約の締結に係る経緯

(1) C5社は、C4協に対し、平成15年4月3日、「通知書」と題する書面をファクスで交付した。なお、同書面の発信者の欄には、「C5社 代表取締役 C7」との記載及びその横にカッコ書きで「Y会社代表取締役」との記載があった。

この書面には、①C5社はC4協に対し、C3社がこれまで営業していた場所を平成15年3月31日に退去し、同年4月1日以降、C5社の関連会社である会社大阪支店が営業していく旨を同年3月31日付け書面で通知した旨、②今般、同通知のとおり、組合の同意を得て、会社大阪支店が営業していく旨が記載されていた。

なお、初審審問において、組合の副執行委員長のA18（以下「A18副委員長」という。）は、会社には大阪支店はない、上記通知書中の「会社大阪支店」とは、兵庫県神戸市にある会社の工場を指す旨陳述した。

(2) 平成16年頃、会社は、神戸工場において事業を開始した。

(3) 平成16年1月7日、会社、C5社及びC1社は、組合を立会人として、「運送委託契約書」を作成して運送委託契約を締結した。

同契約の内容には、①C 5 社はC 1 社に対し生コンの輸送を委託し、C 1 社はこれを受託する旨、C 1 社は保有する車輛を使用して、会社神戸工場及び指示された積地で生コンを積み入れ、C 5 社が指示する納入地に生コンを納入する旨、②同契約の有効期間は締結の日より1年間とする、但し、契約期間満了1か月前までに当事者双方から変更の申入れのない場合は、自動的に同契約通りに1年間延長されるものとし、それ以降も同様とする旨の記載が含まれていた。

- (4) 平成20年4月15日、会社神戸工場と組合は、「協定書」(本件協定)を締結した。同協定書において、会社神戸工場の締結当事者の氏名は「取締役社長 C 7」と記載され、次の記載があった。

「1. 輸送運賃の見直しについて

- (1) 会社は、安定供給確保のためC 1 社の大型車輛を7台固定とするとともに、7台分の車庫を工場内に貸与する。
- (2) 会社は、固定車輛7台の1台当たり運賃を、日額5万円・月間20日間・100万円補償とする。なお、備車についても大型1台当たり日額5万円とする。
- (3) 会社は、備車の契約は1日契約とし、半日契約は廃止する。
- (4) 会社は、今後運賃に関する諸問題や変更について、会社で就労する組合員の雇用に影響をあたえるため、組合と事前に協議し円満に解決を図る。」

- (5) 平成20年5月21日、会社とC 1 社は、組合を立会人として、「運送委託契約書」(本件運送委託契約)及び「運送委託契約に関する覚書」を締結した。

ア 本件運送委託契約には、次の記載があった。

「Y会社(以下甲という)とC 1 会社(以下乙という)は、甲とX組合との間での平成20年4月15日付け協定書に基づき、甲の神戸

工場で製造される生コンクリート（以下製品という）の輸送に関し協議した結果、下記の通り合意したので、運送委託契約書を作成し各自1通を保管する。

第1条（略）

第2条（業務）

①甲は乙に対し、甲の神戸工場で製造する製品の全ての輸送を委託し、乙は製品の運送につき、関係諸法令の遵守はもとより事故の未然防止対策並びに自動車保険（自賠責、任意共）の加入等万全の措置を講じて、甲の委託業務を受託する。

②但し、4 t車による輸送については、当面甲の所有するミキサ車を優先的に稼働させる事を乙は承諾する。

③乙は保有する車輛を使用して、原則として下記の輸送業務を行う。

1. 製品積地 甲の神戸工場及び指示する積地
2. 製品納入先 甲が指示する納入地

第3条、第4条（略）

第5条（運送単価）

運送単価については、別途「覚書」にて締結する。

但し、この契約締結時点と経済情勢等が著しく変化し、運送単価が不合理且つ不相当と甲、乙の双方が認めたときは、この契約期間中といえども協議の上で変更することができる。

第6条（略）

第7条（事故処理）

交通事故等の問題が生じたときは、乙が全ての責任を持って解決するものとする。

第8条（略）

第9条（契約期間）

本契約の有効期間は締結の日より向こう1年間とする。

但し、契約期間満了1ヶ月前までに当事者双方が変更の申し入れのない場合は、自動的に本契約書通りに1年間延長されるものとし、それ以降も同様とする。

#### 第10条 (協議)

甲、乙間に於いて、この項にない事由で疑義が生じた場合は、速やかに協議し、解決を図る。」

イ 上記覚書には、会社とC1社は本件運送委託契約の「第5条（運送単価）」について次のとおり合意した旨の記載があった（なお、以下の甲は会社を、乙はC1社を指す。）。

#### 「第1条 (専属契約車輛について)

##### (1) 専属車輛の基礎額

10t車7台を専属契約とし、1ヶ月1台あたり100万円とする。但し、月間の所定労働日数が20日を超える場合は、1日当たり20,000円を加算する。

##### (2) 休車減額制度

通常出荷日であっても、甲が不要と認める車輛については、1台あたり、20,000円/1日を減額し、甲は当該車輛を拘束しない。但し、稼働日当日の中止は、この対象としないものとする。

##### (3) 付帯条項

乙の責に帰すべき事由により、専属契約車輛が稼働できなくなった場合、1車1日あたり50,000円（時間計算の場合@5,000円）を甲に弁済する。但し、乙が代替車輛を確保する場合は、この限りでない。

#### 第2条 (略)

(その他の協議事項)

この覚書に定めのない事項及びその他で疑義が生じた場合は、  
甲、乙で速やかに協議の上解決を図るものとする。

- (6) 会社は、本件運送委託契約及び本件協定に基づき、C 1 社の車両 7 台を会社神戸工場内に常駐させた。C 1 社は、当該 7 台の車両に係る修理及びメンテナンスを行っており、当該各車両を使って、会社が製造した生コンの運送業務以外の運送業務を行うこともあった。

3 本件組合員 1 2 名の就労状況等

- (1) 平成 3 0 年 5 月から令和元年 5 月までの間に、本件組合員 1 2 名が会社の製造した生コンの運送業務に従事した実績は、別紙のとおりである。
- (2) 会社が製造した生コンの運送業務に係る配車については、会社の出荷係が、出荷日の前日に、C 1 社神戸営業所の所長に対し、ミキサー車の必要台数と時間を電話で連絡し、同所長が当該連絡の内容を C 1 社本社に伝達し、同本社において、必要台数分のミキサー車に乗務する組合員を決定していた。

C 1 社は、ミキサー車に乗務する組合員に対し、乗務の連絡を行うとともに、会社の出荷係に対し、乗務する組合員のメンバー表を送付し、会社の出荷係は、それに基づき、どの出荷先に誰が行くかを決定していた。

- (3) 会社が製造した生コンの運送業務に従事する組合員は、会社神戸工場に出勤すると、会社の出荷係の指示に従い、乗務するミキサー車に生コンを積み込み、同出荷係から指示された出荷先へ向かうことになっていた。同組合員は、会社神戸工場を出発した後、同出荷係と無線で連絡を取り合っており、同出荷係は、出荷先の現場の状況に応じて、同組合員に対し、現場の近くで待機するよう無線で指示することがあった。

同組合員は、出荷先から会社神戸工場に戻ると、会社の出荷係に連絡

し、同出荷係から、休憩や昼食の開始、作業時間の延長等について指示を受けていた。

- (4) 会社が製造した生コンの運送業務に従事する組合員は、当該業務に際して、C 1 社が会社神戸工場内に設置したタイムカードを打刻していた。出勤予定であった組合員が急に休む場合は、C 1 社神戸営業所の所長に連絡し、同所長がC 1 社の本社に連絡して、欠員を補充していた。

#### 4 本件契約終了に至る経緯

- (1) 平成30年1月23日、C 6協は、理事会を開催し、「A 1 7労組と接触・面談の禁止」と題する書面を配布した。この書面の内容には、平成29年12月12日より組合が行った威力業務妨害行為に対し、C 6協は仮処分命令を申し立て係争中である旨、「必要な交渉等については、当協同組合顧問弁護団の協力を得て、当協同組合として対応致しますので、A 1 7労組との個別の接触・交渉等は厳にお控え」いただきたい旨が含まれていた。

C 6協は、①上記書面について、②「A 1 7労組との関与が深く、安定供給に不安のある工場は問題が解決するまで割当を自粛していただきたい」ことについて説明し、①、②は承認可決された。

なお、この理事会の議事録では、組合について「A 1 7労組」と記載されている。

- (2) 平成30年2月6日、C 6協は、理事会を開催し、「A 1 7労組との係争問題について」と題する書面を配布し、説明を行った。この書面の内容には、①「A 1 7労組の諸活動につきましては、本年1月12日に開催された臨時総会において、全面的に立ち向かうと全会一致で決議されております。」、②上記決議をふまえ、「当面の間、A 1 7労組系の業者の使用を極力差し控えるようお願い申し上げます。」との記載が含まれていた。

- (3) 平成30年3月5日、会社取締役のB1（以下「B1取締役」という。）及び会社の京都工場長兼神戸工場長のB2（以下「B2工場長」という。）と、C1社の代表取締役であったC8（以下「C1社社長」という。）は、面談を行った。

会社側は、C6協から、同月11日に実施される組合のミキサー車パレードに参加した車両を同日以降の生コンの輸送に使用しないよう要請されている旨述べた。これに対し、C1社社長は、C1社のミキサー車運転手は組合の組合員であるためパレードに参加することになる、組合から車両の貸与をお願いしたいと言われている旨述べた。

- (4) 平成30年5月21日、B2工場長、B1取締役、会社総務部長のB3（以下「B3総務部長」という。）及びC1社社長は、面談を行った。

この面談で、C1社社長は、某会社の生コン工場から輸送の契約を打ち切られた旨述べた。また、会社側は、C6協からC1社の使用をやめるようにという話がある旨述べた。

- (5) 平成30年10月3日、B2工場長とC1社社長は、電話でやり取りを行った。B2工場長は、C6協から、神戸ブロックの工場では、小型ミキサー車についてはC6協が指定する某社を使用する取り決めがあるので、会社もC1社を使わずそのようにするよう言われた旨述べた。

- (6) 平成30年10月5日、B1取締役とC1社社長は、面談を行った。

同面談で、B1取締役は、C6協から、神戸ブロックでは小型ミキサー車についてはC1社ではなくC6協が指定する某社を使用するように言われた旨述べた。

- (7) 平成30年12月12日、B2工場長、B1取締役及びC1社社長は、面談を行った。

同面談で、会社側は、今後、C 6 協の圧力が強くなれば、C 1 社との契約についても難しいところがあるかもしれない旨述べた。

- (8) 平成31年2月28日、B 2 工場長、B 3 総務部長及びA 1 8 副委員長は、面談を行った。

同面談で、B 2 工場長は、C 6 協から平成30年1月23日付けC 6 協書面（前記4(1)）が配布された旨、本件運送委託契約の解除を考えている旨述べた。これに対し、A 1 8 副委員長は、本件運送委託契約の解除は何とか踏みとどまってほしい、雇用の継続、確保をお願いしたい旨述べた。

なお、平成30年1月23日以降、平成31年2月28日の上記面談が行われるまでの間に、B 2 工場長とA 1 8 副委員長は、本件運送委託契約を解除するか否かについて、電話によるやりとりを複数回行っていた。

- (9) 平成31年3月15日、会社は、C 1 社に対し、契約終了通知書を交付した。同通知書には、会社神戸工場は本件運送委託契約に基づき、C 1 社に生コンの運送を委託してきたが、令和元年5月20日の契約期限をもって本件運送委託契約を終了するため、同契約第9条の定めのとおり通知する旨記載されていた。

- (10) 平成31年4月6日、C 1 社社長は、C 1 社所属の組合員全員を招集し、会社の契約が更新できない状況になった旨、この間運送収入や仕事も激減し、経営も苦しい状態である旨、退職金だけはしっかり払いたい旨述べ、組合員全員に対し、令和元年5月15日付けで本件通知を通知した。

- (11) 令和元年5月20日、会社は、本件運送委託契約を終了させた（本件契約終了）。

- (12) 令和元年5月21日以降、組合の組合員は、会社の製造する生コン

の運送業務に従事していない。

## 5 団体交渉に関する経過

- (1) 令和元年10月25日、組合は、C5社に対し、「団体交渉申入通知書」と題する書面（以下「1.10.25団交申入書」という。）を送付した。

この書面には、「貴社神戸工場と当方組合には、2008年4月15日の協定書が存在しており、恣意的なC6協同組合及び貴社方針に基づく輸送会社及び組合排除については、断じて容認できるものではありません。従って、上述する労使間合意された協定書に沿って火急に団交を行って頂くよう求めるものです。」と記載されていた。

- (2) 令和元年10月30日、C5社は、組合に対し、「回答書」と題する書面をファクスにて送付した。この書面には、1.10.25団交申入書について不明な点があり回答が困難であるため、次の3点を質問する旨の記載があった（以下、当該3点を「1.10.30質問事項」という。）。

「1. 貴組合が挙げておられる2008年4月15日付け協定書の写しをお送りください。

2. 通知書に『協定書に沿って』との記載がありますが、同協定書のどの条項に基づき、団体交渉を求めるものか明らかにしてください。

3. また、団体交渉事項が不明確ですので、団体交渉事項を明確にしてください。『輸送会社及び組合排除』とは、具体的にどのような事実を指して言っておられるのかも明確にしてください。」

なお、ファクスの送付状には、送信者として会社の社名が記載されていた。

- (3) 令和元年10月31日付けで、組合はC5社に対し、「団体交渉申

入通知書」と題する書面(以下「1. 10. 31 団交申入書」という。)をファクスにて送付した。この書面には、1. 10. 30 質問事項への回答として、次の内容が記載されていた。

「1. 2008年4月15日付け協定書を紛失されているのであれば、団体交渉において同協定書の写しをお渡しすることは吝かではありません。

2. 『協定書に沿って』との記載があるが、どの条項に基づき、団体交渉を求めるのか明らかにするようにと述べられておりますが、基本的には団体交渉で説明をさせていただきたいと考えております。

3. 団体交渉事項については、前述するように、協議の中で縷々説明をさせていただきます。加えて、『輸送会社及び組合排除』とは、具体的にどのような事実を指しているのかという質問については、当方組合が、C6 協同組合の組合員社でもある貴社より、詳細についての説明を求めているものです。」

(4) 令和元年11月8日、C5社は組合に対し、「回答書」と題する書面を交付した。

この書面には、1. 10. 25 団交申入書及び1. 10. 31 団交申入書に対し回答するとして、①C5社には神戸工場が存在せず、協定書を締結することはないはずであり、実際に締結した覚えもない旨、②C5社には組合の組合員が存在しない旨、③C5社は輸送会社と契約しておらず、輸送会社を排除することはあり得ず、組合の組合員もいないため組合排除できるはずもなく、組合が何を指して「輸送会社及び組合排除」と記載しているか全く不明である旨、④団体交渉事項を明らかにすべく、C5社から組合に対し、「輸送会社及び組合排除」の内容を確認したが、組合からは回答がなく、

1. 10. 31 団交申入書では、「C 6 協同組合の組合員社でもある貴社より、詳細についての説明を求めているものです」との回答を得たが、C 5 社はC 6 協の組合員ではなく、組合の認識には大きな誤りがある、⑤以上のことから、C 5 社は使用者に該当せず、団体交渉事項も不明であり、団体交渉に応じる必要はないと考えている旨記載されていた。

- (5) 令和元年11月30日、組合は会社に対し、「団体交渉申入通知書」と題する書面（以下「1. 11. 30 団交申入書」という。）を送付した。この書面には、1. 10. 31 団交申入書について、組合の混濁によりC 5 社に誤って送付したことを謝罪する旨が記載されるとともに、1. 10. 25 団交申入書と同内容の記載があった。
- (6) 令和元年12月4日、会社は組合に対し、「回答書」と題する書面（以下「1. 12. 4 回答書」という。）を交付した。この書面には、1. 11. 30 団交申入書について、不明な点があり回答が困難である旨、1. 10. 30 質問事項への回答を求める旨が記載されていた。
- (7) 令和2年1月10日、組合は会社に対し、「団体交渉申入通知書」と題する書面（以下「2. 1. 10 団交申入書」という。）を提出した。この書面には、1. 10. 25 団交申入書と同内容の記載に加え、会社には団交応諾義務があることを申し添えるとともに、その履行を求める旨が記載されていた。
- (8) 令和2年1月16日、会社は組合に対し、「回答書」と題する書面を交付した。この書面には、2. 1. 10 団交申入書では1. 12. 4 回答書についての回答や説明がなく当惑している旨、組合の申入れに対する会社の回答は1. 12. 4 回答書のとおりである旨及び1. 10. 30 質問事項が記載されていた。

(9) 令和2年5月8日、組合は、大阪府労委に対し、本件救済申立てを行った。

#### 第4 当委員会の判断

1 争点1（会社は、本件組合員12名との関係で、労組法上の使用者に当たるか。）について

(1) 判断枠組み

本件組合員12名は、C1社との間で雇用契約を締結しており、会社と本件組合員12名との間には、いずれも雇用契約関係は存在しない。

もっとも、労組法第7条の「使用者」は、労働契約関係にある者に限られず、労働者の基本的な労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にある場合には、その限りにおいて、労組法上の使用者に該当するというべきである。

(2) 本件組合員12名の採用、解雇及び労働条件等の決定について

ア 本件組合員12名は、C1社において採用され、本件通知の際はC1社において解雇を言い渡されているのであって、その判断に会社が何らかの影響を及ぼしたと認めるに足りる証拠はない（前記第3の1(3)、同4(10)）。

イ 組合は、会社が組合との間で、組合の推薦する組合員、具体的にはC1社所属の従業員をミキサー車運転手として使用することを条件とする合意を締結し、これに基づいて組合員が会社において稼働していたのであるから、会社は組合員の採用に関与しているといえる旨を主張する。

しかし、会社は、C1社との間で本件運送委託契約を締結しているが、C1社の従業員の採用や、会社の業務依頼に対してどの従業員を

乗務させるか決定していたのは、C 1 社である。会社がC 1 社に対して業務を依頼する際は、必要な車両台数を伝えるにとどまり、当該業務に従事する従業員を指定したこともなかったこと(前記第3の3(2))も考慮すれば、実質的にも、会社がC 1 社の従業員の採用やその後の雇用維持について、雇用主と同視できる程度に支配、決定をしていたとは認められない。

ウ 組合は、本件協定において、固定車両7台分の車庫を工場内に貸与すること及び固定車両1台当たりの運賃として月額100万円を保証することが合意されていること等に鑑みると、会社は、本件組合員12名の労働条件の決定にも関与していたと主張する。

しかし、本件運送委託契約及び本件協定によれば、7台を会社の固定車両とすることが合意されているが、それを超えて、特定の組合員を会社の業務に従事させるというような合意がされたとは認められない。

固定車両1台当たりの運賃の保証についても、あくまで固定車両の運賃としての支払にとどまるのであって、このことをもって、会社の使用者性が基礎付けられるとはいえない。

エ 組合は、会社は、当時の状況からして、本件契約終了により組合員の雇用の受け皿が失われ、同人らが解雇されることも認識していたというべきであって、組合員の解雇にも実質的に関与したというのが相当であると主張する。

しかし、本件通知の意思決定を行ったのはC 1 社であって、会社ではないことに加え、本件契約終了が、直ちに本件組合員12名の解雇に結び付くと認めるに足りる証拠はない。C 1 社では、会社以外の運送業務も受注しており(前記第3の2(6))、C 1 社社長及び組合員の証言等によれば、本件組合員12名に含まれる従業員も、会社から委託

された業務以外の業務に従事することもあったことが認められる。このことを考慮すると、本件通知時点において、C 1 社の取引先が減っていたという組合の主張をもってしても、本件契約終了が実質的に本件組合員 1 2 名の解雇であるということとはできない。

オ 組合は、①常に固定した 7 台のミキサー車が会社神戸工場の構内に駐車されていたこと、②本件組合員 1 2 名は、会社神戸工場内にある車庫に直接出退勤をし、当日の輸送先や残業、休憩時間等についても、会社が組合員に直接指示をしていたこと等の就労実態からすると、本件組合員 1 2 名は、会社の指揮命令を受けて稼働していたというのが相当であると主張する。

しかし、上記①についてみると、本件協定において、7 台の車両が固定車両とされ、7 台分の車庫を工場内に貸与することとされているのであるから、常に固定された 7 台のミキサー車が会社神戸工場の構内に駐車されていたとしても、それは本件協定の履行とみるのが自然である。さらに、前述のとおり、特定の組合員を会社の業務に従事させるとの合意がされたとは認められず、また会社が従事すべき従業員を指定したこともなかったことが認められる。これらの事情を考慮すると、固定車両の存在及びその駐車場所が会社敷地内であったとしても、それは本件協定上の義務の履行として固定車両の提供を受け、車庫を貸与したのみであって、それ以上に本件組合員 1 2 名の就労内容を具体的に支配・決定するものではないというべきである。よって、これらの事実は、会社の使用者性を基礎付ける事実とはいえない。

また、上記②の点についても、生コンという使用期限が短い製品を輸送対象とする本件運送委託契約の性質上、前記第 3 の 3 (3)記載の指示や連絡は当然必要となるものであり、本件運送委託契約上の指示であるとして矛盾はない。本件組合員 1 2 名が、会社神戸工場業務に

従事する際、C 1 社が設置したタイムカードを打刻していたことや、C 1 社が組合員の休暇連絡を受けて欠員の補充を手配していたこと（前記第 3 の 3(4)）も考慮すると、本件組合員 1 2 名については、C 1 社が勤務時間管理を行っていたというべきである。このことも考慮すれば、会社が、本件運送委託契約上の指示の範囲を超えて、本件組合員 1 2 名の勤務時間等について指揮命令を行っていたとは認められない。

(3) その他の組合の主張について

ア 組合は、会社が神戸において営業を行うことができるようになったのは、C 5 社が組合との間で、C 2 社と同様に、生コン輸送について組合の推薦する組合員、具体的には C 1 社所属の従業員をミキサ一車運転手として使用することを条件とする合意を締結したことによるものであると主張する。

組合の上記主張は、本件運送委託契約が締結された経緯からして、会社が組合員の採用等について現実的かつ具体的な支配力を有していることをいうものと解されるが、C 5 社と組合との間に、組合の主張するような合意があったと認めるに足りる証拠はない。また、仮に組合の主張する事実が存在したとしても、結果として、会社は、C 1 社との間で締結した本件運送委託契約に基づいて組合員をその運送業務に従事させるに至っているところ、当該契約の実態において、組合員の労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができると認めるに足りる事情がないことは、上記(2)のとおりである。

イ 組合は、会社及び組合が、本件協定において、「会社で就労する組合員の雇用に影響をあたえる」という理由により、本件運送委託契約の打ち切りを含む運賃に関する諸問題や変更について、組合と事前に協議

し円満に解決を図るという事前協議約款を定めた旨を指摘する。

組合の上記主張は、当該約款の存在から、会社が組合員の雇用維持を含む労働条件に関する交渉に応ずべき使用者としての立場に立っているとの主張と解される。確かに、本件協定の条項に「会社で就労する組合員の雇用に影響をあたえるため」との記載はあるが、協議対象となる事項は「運賃に関する諸問題や変更」とされており、本件運送委託契約の終了に関する事項については挙げられていない。また、本件協定は、「輸送運賃の見直しについて」締結されたものであること(前記第3の2(4))からすると、組合の指摘する条項は、輸送運賃の変更を協議対象とするものと理解するのが自然である。さらに、本件運送委託契約の条項を含む全体をみても、輸送運賃のみならず本件運送委託契約の期間満了による終了についても協議を要すると解される部分はない。このことからすると、組合の指摘する条項は、本件運送委託契約を期間満了により終了する場合に事前協議を義務付けるものとはいえない。

この点を措くとしても、前記(2)アのとおり、本件通知の意思決定を行ったのはC1社であって会社ではなく、本件契約終了が実質的に本件組合員12名の解雇であるということとはできないことに照らすと、会社が本件運送委託契約を期間満了によって終了させたことが当該条項に基づいて事前協議の対象となる事項に該当するということができない。

したがって、組合の指摘する条項は、そもそも本件運送委託契約を期間満了により終了する場合に適用されるものではなく、会社が組合員の雇用維持を含む労働条件に関する交渉に応ずべき使用者としての立場に立っているとの上記主張は、その前提を欠き、採用できない。

ウ また、組合は、本件組合員12名のうち、A2及びA9が、本件通

知の後間もなく組合を脱退し、令和元年5月22日から、会社においてミキサー車運転手として就労していることを指摘し、当該事実が、会社が組合員の採用について実質的な支配力・決定力を有することを基礎付けるものであると主張する。

しかし、会社が、C1社から本件通知を受けた本件組合員12名のうち脱退した2名を、新たに何らかの形で使用するに至ったとしても、それは事後的な会社の判断にすぎず、組合の上記主張は、争点の判断と関連性がない。

- (4) 以上のとおり、会社は、本件組合員12名に対し、雇用契約上の雇用主としての地位になく、本件組合員12名の就労実態等をみても、労働者の基本的な労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にあるとは認められない。

したがって、会社は、本件組合員12名との関係で、労組法上の使用者には該当しない。

## 2 まとめ

以上の次第であるから、その余の争点について検討するまでもなく、組合の救済申立ては理由がないからこれを棄却すべきであるところ、これと同旨の初審命令は相当であり、本件再審査申立ては理由がない。

## 第5 法律上の根拠

よって、労組法第25条、第27条の17及び第27条の12並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和5年10月18日

中央労働委員会

第二部会長 岩村 正彦

(別紙省略)